日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2016. 9. 6
No.16-014

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

2010 年年末に病欠者も解雇
その後高稼働勤務が続き乗務中断者数は
増加傾向

経営にとってもマンニング赤信号
にもかかわらず
乗務時間制限：年間 840 時間⇒900
そして今回「960」　解決策???

乗員の健康・安全運航は何処へ

乗務中断者の推移が組合ニュースで公表されています。
（以下要点）

整理解雇前	乗務中断者
2009 年 1 月	143 名（4.91%）

整理解雇後	乗務中断者
2011 年 1 月	18 名（0.97 %）
2012 年 1 月	36 名（1.98 %）
2013 年 1 月	33 名（1.88 %）
2014 年 1 月	40 名（2.31 %）
2015 年 1 月	55 名（2.85 %）
2016 年 2 月	60 名 （3.11%）

2010年9月JAL経営は、55歳以上の機長・48歳以上の副操縦士そして病欠者の整理解雇方針を職場に告知し、早期退職を希望しない乗員に対しスケジュールを空白にして、早期退職を促し（強要）・更に12月には病欠者も含め整理解雇を強行しました。

その際、労働組合の争議権確立手続に対し、JAL経営は嘘の脅かしで介入するという不当労働行為（2015年6月高裁組合勝利判決）まで行いました。また、会社更生法上の削減数が超過達成している事実に経営は未だに反論できません。

裁判での日本航空の主張は、55歳以上の機長や48歳以上の副操縦士そして年齢に拘らず病欠者を「貢献度が低い」として、2010年12月31日の整理解雇強行を当然視しています。

一方、客室乗務員を含めた165名の整理解雇者には、「止むを得ず解雇」の通知書を整理解雇時に一方的に送付しています。

その後、日本航空本体から180名を超える乗員流失が続き、高稼働の勤務状態が常態化し、年間乗務時間制限の900時間を超える為、毎年12月末にはフライト出来ない乗員が発生、加えて、勤務協定違反の路線が現在も発生しています。

そして今回、2016年8月に日本航空経営は、年間乗務時間を960時間に改悪する提案まで行っています。職場の中に病欠者が増加する心配が出る事は当然と言えますし、経営にとっても事業計画上のリスクです。

日本航空には乗員の健康や安全を無視した
パッチ当でなく、抜本的な解決策が
早急に求められているのではないでしょうか！

皆さん 2016 年度も
カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：9 月 7 日(水)
マタハラ裁判　第六回口頭弁論
527 号法廷　13:30～
報告集会予定あり
「JAL CA マタニティハラスメント是正裁判
未来の飛んでる（みらとん）ママを支える会」
会則　・　5 月 11 日ビラ　・　要請書と署名用紙

＊山口 宏弥氏 著書紹介：「安全な翼を求めて」

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。